

水俣市特定健診受診率向上事業（公募型プロポーザル）

質問事項及び回答

番号	分類		質問事項	回答
1	募集要領 P.1	3.参加資格(4)	個人情報保護の観点から、LGWANを介したデータ提供は必須という認識で相違ないでしょうか。	本事業の性質上、健診に関するデータ等を取り扱うため、ご質問のとおり個人情報保護の観点からLGWANを介したデータのやり取りを必須とします。
2	募集要領 P.4	5.募集における応募、審査等の手順(5)	i.～viii.にある各評価項目について、それぞれの評価点数は定められておりますでしょうか。定めておりましたら各配点を教えていただくことは可能でしょうか。	本回答と併せてホームページに掲載します。確認ください。
3	業務仕様書 P.2	4.受注者が行う業務(2)-2	「通知物(受診勧奨用資材)については、ナッジ理論などを活用し、勤奨対象者の特性に合わせた個別具体的な通知物を作成すること。」とありますが、特定健診の受診率向上を目的であることをふまえ、通知物は国保被保険者を対象とした定性調査及び定量調査（具体的には国保被保険者を対象としたインタビュー調査及びインターネットやアンケート調査に基づく定量調査）に基づく市場調査を実施した上で制作されているものが、より望ましいという認識で相違ないでしょうか。	特定健診受診率向上のため、健診未受診者等に対し行動変容を促せるナッジ理論等を活用した通知物を提案いただきたいと考えております。 ご質問のとおり、提案事業者様において独自に実施されたインタビュー調査等の結果をもとに、より受診率向上に期待できると判断される通知物を提案いただけるのであれば、より望ましいという認識で相違ありません。
4	業務仕様書 P.3	6.その他の特記事項(4)	「自社に在籍する研究者(公衆衛生修士・博士)」は年度を通して伴走させていただくという業務の性質上、常勤であることが望ましいと思いますが、常勤であることを証明する書類提出は必要でしょうか。	円滑な業務実施のために、必要な体制が整っているかを確認させていただくものですので、常勤であるかの証明までは不要です。